

国民健康保険一部負担金の減免および徴収猶予の取扱要領

函館市国民健康保険条例施行規則（昭和44年函館市規則第25号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づく一部負担金の減免または徴収猶予（以下「減免等」という。）の措置を行う場合には次の要領による。

1 申請書の添付資料

(1) 規則第7条第1項に規定する申請書に、次の書類を添付するものとする。

ア 給与証明書（別紙様式1）または収入の申告書（別紙様式2）。

イ その他申請事由を証明する書類（り災証明書，盗難証明書，破産証明書，離職証明書，身体障害者手帳，雇用保険受給証書の写，医師の意見書等）。

(2) 規則第7条第1項に規定する申請書は、あらかじめ提出するものとする。ただし、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある場合は、当該申請書を提出することができるに至った後ただちに提出しなければならない。

2 減免等の該当要件

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条に規定する「特別の理由」は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 震災，風水害，火災，その他これらに類する災害により死亡し，身体に著しい障害を生じ，または資産に損害を受けたとき。

(2) 干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(3) 事業または業務の休廃止，失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

3 適用の除外

前項2の規定にかかわらず，世帯主および当該世帯に属する被保険

者の預貯金が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯の需要の合計額に、1000分の1155（ただし、平成30年（2018年）10月1日から平成31（2019年）年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年（2020年）9月30日までの間については870分の990とする。）を乗じて得た額（以下「基準額」という。）の3か月を超える世帯に該当するときは、当該世帯の減免等の措置は行わないものとする。

4 減免の期間

(1) 前項2の各号のいずれかに該当し、かつ一時的・臨時的に著しく生活が困難（以下「生活困難」という。）となると認められたときは、1か月単位の更新制とし3か月以内の期間に限り一部負担金の減免を行うものとする。

(2) 当初の3か月を経過してもなお前号の条件が改善されないと判断される場合は、申請に基づきさらに1か月単位の更新制とし3か月以内を限度として一部負担金の減免を行うものとする。

ただし、審査の結果、生活困難がさらに長期にわたると判断されるものについては他の諸施策もあわせて検討するものとする。

5 徴収猶予の期間

前項2の各号のいずれかに該当し、かつ一時的・臨時的に著しく生活が困難となると認められるときは、6か月以内の期間において一部負担金の徴収猶予を行うことができる。

6 審査要領

(1) 申請書の提出があったときは、その申請内容が事実と相違ないか調査確認するとともに国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請調査票（別紙様式3）を作成するものとする。この場合において必要と認めるときは、法第113条に基づき、文書その他の提示を命じ、または当該職員に質問させることができるものとする。

(2) 前号の調査において、世帯主が非協力的または消極的であって事実の確認が困難である場合には、申請を却下することができるものとする。

7 生活困難の認定

前項4の生活困難の認定は、基準額と当該世帯の過去3か月の平均実収月額と比較して行うものとする。

実収月額

(1) 給与収入の場合

給与額（年金を含む。）その他の収入を合算した額から所得税、住民税、社会保険料等を合算した額を控除した額とする。

(2) 事業収入の場合

当該事業から生ずる収入にその他の収入を合算した額から収入に必要な経費を控除した額とする。

8 生活困難の認定基準額

一部負担金の減免等の決定に係る生活困難の認定基準額は次の各号による。

(1) 免除

平均実収月額 ≤ 基準額 + 35,400円

(2) 減額

基準額 + 35,400円 < 平均実収月額 ≤ 基準額 + 80,100円

(算出基礎)

平均実収月額 - 基準額 = 医療費充当可能額

一部負担金 - 医療費充当可能額 = 一部負担金減額措置額

$\frac{\text{一部負担金減額措置額}}{\text{一部負担金}} = \text{一部負担金減額割合}$

上記により算出した減額割合を次の区分に適用する。

減 額 割 合 区 分	減 額 率
0 を超え 20%以下	20%
20%を超え 40%以下	40%
40%を超え 60%以下	60%
60%を超えた場合	80%

一部負担金－（一部負担金×減額率）＝自己負担金（課税世帯で80,100円以上、非課税世帯で35,400円以上となる場合は免除とする。）

(3) 徴収猶予

(1)および(2)に該当しないときで、必要と認めるときにおいて行うものとする。

9 減免または徴収猶予の取消し

(1) 市長は、偽りの申請その他不正行為により一部負担金の減免を受けたものがある場合において、これを発見したときは、当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において、被保険者が保険医療機関および保険薬局について療養の給付を受けたものであるときは、ただちに減免を取り消した旨および取消しの年月日を当該保険医療機関および保険薬局に通知するとともに、当該被保険者がその取消しの日の前日までの間に減免によりその支払いを免れた額を市に返還させるものとする。

(2) 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合において、その徴収猶予をした一部負担金の全部または一部について徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収できるものとする。

ア 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

イ 一部負担金の支払いを免れようとする行為があったと認められるとき。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月20日から施行し、この要領による改正後の第3条の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の別紙様式1の規定に基づき提出されている給与証明書および別紙様式2の規定に基づき提出されている収入の申告書は、改正後の別紙様式1の規定に基づき提出された給与証明書および別紙様式2の規定に基づき提出された収入の申告書とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の別紙様式1および別紙様式2の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

給 与 証 明 書

下記のとおり証明いたします。

年 月 日

住所 _____

事業主

事業所名 _____

函館市長 様

住 所	函館市 町 丁目 番 号				
氏 名					
区 分	証明当月	証明1月前	証明2月前	証明3月前	
	月分	月分	月分	月分	
勤 務 (就 労) 日 数	日	日	日	日	
給 与 額	基 本 給				
	日 給 (日 分)				
	時 間 給 (時 間 分)				
	住 宅				
	扶 養				
	時 間 外 手 当				
	通 勤 手 当				
	賞 与				
	小 計 (イ)				
控 除 前	所 得 税				
	住 民 税				
	健康保険・厚生年金保険				
	雇 用 保 険				
	そ の 他				
	小 計 (ロ)				
差引支給額 (イ) - (ロ)					

上記のとおり相違ありません。

住所 函館市 町 丁目 番 号

申請者 (世帯主)

氏名 _____

収入（無収入）申告書

私の世帯に係わるすべての収入について、下記のとおり申告いたします。

この申告書および添付書類の記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

住 所 函館市 町 丁目 番 号

申請者（世帯主）

氏 名

函館市長 様

稼働収入	働いている者の氏名	収入の種類・職種又は勤務先の名称	当月分見込額	1か月前 (月)	2か月前 (月)	3か月前 (月)
無収入	働いていない者の氏名	働いていない理由		収入の内容等 1 稼働収入 働いて得る給与・賃金・手当・内職・事業収入等 2 無収入 15歳以上で働いて得る収入のない人 3 年金等の収入 厚生年金・国民年金・共済年金・恩給・児童扶養手当・児童手当・雇用保険金・福祉年金・傷病手当金・労災給付金・生命保険入院給付金等 4 仕送り・贈与等の収入 仕送り・養育費・贈与等 5 臨時的・財産収入 家賃・間代・地代・使用料・物品や有価証券等の売却収入・生命保険金・損害保険金（解約返戻金を含む。）		
年金等の収入	受けている者の氏名	年金等の種類	金額			
仕送り・贈与等の収入	仕送り等をしてくれる人	あなたとの続柄	金額			
臨時的・財産収入	相手方の氏名	収入の種類	金額			

※ 事実と異なった申請をして不正に減免等を受けた場合、函館市国民健康保険条例第30条の規定に基づき、減免等を受けた金額の5倍に相当する金額以下の過料を課されることがあります。

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請調査票

申請者	被保険者証記号・番号	函
	住所	
	氏名	

○ 世帯収入状況

氏名	続柄	年齢	職業	平均実収月額	備考
計 (A)					

○ 申請世帯に係る生活保護基準額

生活費		養育扶助	住宅扶助	各種加算	計 (B)
第1類	第2類				

*冬期間は生活費第2類に加算する。

○ 傷病の状況

傷病名	初診年月日	治療期間	
療養取扱機関	所在		
	名称		
医療費		一部負担金	

○ 減額割合の算式

平均実収月額 (A)	円	-	生活保護基準額 (B)	円	=	医療費充当可能額	円
一部負担金 (C)	円	-	医療費充当可能額	円	=	一部負担金減額措置額 (D)	円
(D)	円	÷	(C)	円	×	100%	= 一部負担金減額割合 %

○ 特記事項

(他法適用の状況等)

○ 決定欄 (決裁年月日 . . .)

右のとおり決定いたしたい。 部長 次長 課長 主査 担当	減額	年月日～年月日	割
	免除	年月日～年月日	
	徴収猶予	年月日～年月日	か月間
	不承認		